

議案第 20 号

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に伴い必要
があるからである。

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成16年三好町条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例

目次中「不適正な土砂等の埋立て等の禁止等」を「安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等」に改める。

第1条及び第3条第1項中「及び災害の発生」を削る。

第4条中「汚染及び災害が発生する」を「汚染の」に、「これらの」を「その」に改める。

第5条中「及び災害の発生」を削る。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等

第7条の見出しを削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条第1項中「同項第1号から第9号まで」及び「同項第1号から第4号まで」を「同項各号」に改める。

第12条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を削り、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第13条第2項中「、第28条又は第30条」を「又は第28条」に改める。

第14条第1項第1号ア中「、第28条又は第30条」を「又は28条」に改め、同号イ中「第29条第1項の」を「第29条の」に改め、同号イただし書中「第29条第1項第3号」を「第29条第3号」に改め、同号ウ中「第29条第1項」を「第29条」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「第12条第1項第8号」を「第12条第1項第7号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第12条第1項第8号」を「第12条第1項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を削り、同条第2項中「第8号並びに次の各号に適合している」を「第7号に適合し、かつ、特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られている」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削る。

第15条第2項及び第6項中「、第28条又は第30条」を「又は第28条」に改める。

第23条第1項中「当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他」を削り、「届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた」を「届け出た」に改め、同条第2項中「、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに」を削り、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。

第23条第6項を削る。

第24条第1項中「当該特定事業が完了するまでの工程その他」を削り、同条第2項中「、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに」を削り、同条第5項を削る。

第25条第1項中「当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他」を削り、「届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた」を「届け出た」に改め、同条第2項中「、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに」を削り、同条第4項中「当該特定事業について、第1項の措置が講じられているか」を「当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないか」に改め、同条第5項を削る。

第26条第3項中「、第28条又は第30条」を「又は第28条」に改める。

第28条第1項を削り、同条第2項中「若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべき」を「又は一部を撤去する」に改め、同項を同条とする。

第29条第1項第8号中「前条第1項又は第2項」を「前条」に改め、同条第2項を削る。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第31条第1項中「第29条第1項」を「第29条」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「第 1 2 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで」を「第 1 2 条第 1 項各号」に、「同条第 2 項第 1 号から第 4 号まで」を「同条第 2 項各号」に改め、同条第 2 項中「及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生」を削り、同条第 3 項中「又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第 3 3 条第 2 項を削る。

第 3 7 条第 1 号中「第 2 8 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 9 条第 1 項、第 3 0 条又は第 3 3 条第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 8 条、第 2 9 条又は第 3 3 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<u>みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u> 目次 第1章及び第2章 略 第3章 <u>安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等</u>（第7条・第8条） 第4章以下 略 （目的） 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。 （事業者の責務） 第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止する責務を有する。 2 略 （土地所有者の責務） 第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の<u>汚染</u>のおそれのないことを確認し、<u>その</u>おそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。 （市の責務） 第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。 <u>第3章 安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等</u> 第7条 略 <u>第8条 削除</u> （特定事業に係る土地所有者等の同意） 第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては<u>同項各号</u>に掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては<u>同項各号</u>に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。 2 略	<u>みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u> 目次 第1章及び第2章 略 第3章 <u>不適正な土砂等の埋立て等の禁止等</u>（第7条・第8条） 第4章以下 略 （目的） 第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害の発生</u>を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。 （事業者の責務） 第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害の発生</u>を未然に防止する責務を有する。 2 略 （土地所有者の責務） 第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の<u>汚染及び災害が発生する</u>おそれのないことを確認し、<u>これらの</u>おそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。 （市の責務） 第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害の発生</u>を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。 <u>第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等</u> <u>（安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等）</u> 第7条 略 <u>（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）</u> <u>第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等を使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 市長は、土砂等の埋立て等を使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある</u> <u>と認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</u> （特定事業に係る土地所有者等の同意） 第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては<u>同項第1号から第9号までに</u>掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては<u>同項第1号から第4号までに</u>掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。 2 略

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(許可の申請) 第12条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 略 2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積特定事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 略 (4) 略 (申請の制限) 第13条 略 2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項又は第28条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 (許可の基準) 第14条 市長は、第9条の許可の申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。 (1) 申請者が次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。 ア 第7条第2項若しくは第3項又は第28条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第29条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係るみよし市行政手続条例（平成8年三好町条例第20号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第29条第3号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。	(許可の申請) 第12条 同左 (1)～(6) 略 (7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造 (8) 略 (9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 2 同左 (1)及び(2) 略 (3) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造 (4) 略 (5) 略 (申請の制限) 第13条 略 2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第28条又は第30条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 (許可の基準) 第14条 同左 (1) 同左 ア 第7条第2項若しくは第3項、第28条又は第30条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係るみよし市行政手続条例（平成8年三好町条例第20号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）。ただし、申請者が第29条第1項第3号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
ウ <u>第29条</u>の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 エ 略 (2)～(5) 略 (6) <u>第12条第1項第7号</u>に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。 (7) <u>第12条第1項第7号</u>に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。 2 市長は、第9条の許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号から第3号まで、第5号及び<u>第7号に適合し、かつ、特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られている</u>と認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。 (変更の許可等) 第15条 略 2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項又は第28条の規定による命令に従って、当該許可に係る第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。 3～5 略 6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項又は第28条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 7以下 略 (特定事業の廃止等) 第23条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、規則で定める事項を市長に<u>届け出た</u>上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。た	ウ <u>第29条第1項</u>の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 エ 略 (2)～(5) 略 (6) <u>特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</u> (7) <u>第12条第1項第8号</u>に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。 (8) <u>第12条第1項第8号</u>に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。 (9) <u>特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</u> 2 市長は、第9条の許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号から第3号まで、第5号及び<u>第8号並びに次の各号に適合している</u>と認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。 (1) <u>特定事業に供する施設及び特定事業区域（以下「特定事業場」という。）の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</u> (2) <u>特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</u> 3 <u>第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第6号及び第9号並びに前項第1号の規定は、適用しない。</u> (変更の許可等) 第15条 略 2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第28条<u>又は第30条</u>の規定による命令に従って、当該許可に係る第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。 3～5 略 6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第28条<u>又は第30条</u>の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 7以下 略 (特定事業の廃止等) 第23条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、<u>当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の</u>

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
だし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。	<u>発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。</u> ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。
2 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。	2 市長は、前項の規定による届出があったときは、 <u>速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、</u> 必要に応じて現地調査を行うものとする。
3 略	3 略
4 <u>市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</u>	4 <u>前項の規定による届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。</u>
5 <u>前項の規定による通知があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。</u>	5 <u>市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</u>
(特定事業の完了等)	6 <u>前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> (特定事業の完了等)
第24条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。	第24条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、 <u>当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</u>
2 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。	2 市長は、前項の規定による届出があったときは、 <u>速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、</u> 必要に応じて現地調査を行うものとする。
3及び4 略	3及び4 略
(特定事業の終了等)	5 <u>前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> (特定事業の終了等)
第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、規則で定める事項を市長に <u>届け出た</u> 上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。	第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、 <u>当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、</u> 当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。
2 市長は、前項の規定による届出があったときは、現地調査を行うものとする。	2 市長は、前項の規定による届出があったときは、 <u>速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、</u> 現地調査を行うものとする。
3 略	3 略
4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、 <u>当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</u>	4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、 <u>当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</u>
	5 <u>前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられてい</u>

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(譲受け) 第26条 1及び2 略 3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項又は第28条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 4以下 略 (措置命令) 第28条 1 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部又は一部を撤去することを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第29条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 (1)～(7) 略 (8) 前条の規定による命令に違反したとき。 第30条 削除 (関係書類等の保存) 第31条 第9条の許可を受けた者は、当該特定事業について第23条第3項の規定による廃止の届出、第24条第3項の規定による完了の届出若しくは第25条第3項の規定による終了の届出をした日又は第29条の規定による第9条の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 2 略 (特定事業に係る土地所有者の義務)	<u>ない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> (譲受け) 第26条 1及び2 略 3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第28条又は第30条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。 4以下 略 (措置命令) 第28条 <u>市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条の許可を受けた者（第15条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> 2 市長は、第9条又は第15条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第29条 同左 (1)～(7) 略 (8) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。 (廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令) 第30条 <u>市長は、第23条第6項、第24条第5項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> (関係書類等の保存) 第31条 第9条の許可を受けた者は、当該特定事業について第23条第3項の規定による廃止の届出、第24条第3項の規定による完了の届出若しくは第25条第3項の規定による終了の届出をした日又は第29条第1項の規定による第9条の許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 2 略 (特定事業に係る土地所有者の義務)

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
第32条 土地の所有者は、第10条第1項（第15条第1項及び第26条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて<u>第12条第1項各号</u>に掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては<u>同条第2項各号</u>に掲げる事項を確認しなければならない。 2 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。 3 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は<u>その</u>おそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。 （特定事業に係る土地所有者に対する措置命令） 第33条 略 （罰則） 第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 （1） 第7条第2項若しくは第3項、<u>第28条、第29条又は第33条</u>の規定による命令に違反した者 （2） 略	第32条 土地の所有者は、第10条第1項（第15条第1項及び第26条第1項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて<u>第12条第1項第1号から第9号までに</u>掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては<u>同条第2項第1号から第4号までに</u>掲げる事項を確認しなければならない。 2 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染<u>及び土砂等の崩落、飛散又は流出</u>による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。 3 第10条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染<u>又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出</u>による災害が発生し、又は<u>これら</u>のおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。 （特定事業に係る土地所有者に対する措置命令） 第33条 略 <u>2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第28条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> （罰則） 第37条 同左 （1） 第7条第2項若しくは第3項、<u>第28条第1項若しくは第2項、第29条第1項、第30条又は第33条第1項若しくは第2項</u>の規定による命令に違反した者 （2） 略